

業務管理指導の推進について（通達）

〔最終改正 令和 8. 2. 20 例規務第 3 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

みだしのことについて下記のように定め、平成28年3月10日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

なお、業務管理指導の推進について（平成27. 12. 17：一般監・務・総・生企・地域・刑企・交企・備一第 204号）の一般通達は、廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、警察本部（サイバー対策本部を含む。以下同じ。）の各部（以下「各部」という。）における業務管理指導の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務管理指導の目的

業務管理指導は、各部の指導体制の下、非違事案の発生要因に着目した再発防止策その他業務の改善策を講じることにより、適正な業務管理を徹底することを目的とする。

3 実施体制等

(1) 実施体制

ア 業務管理指導実施責任者

(ア) 各部に、業務管理指導実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、次長、サイバー対策本部副本部長及び参事官のうちから部長（サイバー対策本部長を含む。以下同じ。）が指定する者をもって充てる。

(イ) 各部長は、複数の実施責任者を指定するときは、実施責任者ごとの業務管理指導に係る責任及び任務の範囲を定めるものとする。

イ 業務管理指導補助者

実施責任者を補助する者として、各部に業務管理指導補助者（以下「補助者」という。）を置き、理事官をもって充てる。

(2) 実施責任者等の措置

ア 実施責任者は、所属する部における適正な業務管理指導を推進するため、補助者及び所属する部の所属長を指揮して業務管理指導を実施するものとする。

イ 実施責任者は、業務上の非違事案を防止するため必要と認めるときは、関係する所属長に対し、業務の改善が必要であると認めた事項を業務改善指導通報（別記様式）により通報してその改善を求めるものとする。この場合において、通報を受けた所属長は、当該通報に係る事項の内容に応じ、速やかに改善方策、措置結果等を当該事項に係る業務を主管する部長に報告するものとする。

ウ 補助者は、実施責任者の指揮を受け、業務管理指導の対象とする所属（以下「指導対象所属」という。）に対する指導教養の実施その他の非違事案を未然に防止するために必要な措置を講じるものとする。

4 留意事項

(1) 実態に応じた業務管理指導

各部長は、部における業務管理指導を、それぞれの部の実態に応じて実施するものとする。

(2) 適時適切な措置

実施責任者は、指導対象所属に対する業務管理指導を行うほか、補助者及び所属長を指揮して警察職員の業務及び服務に関する執務資料その他の文書を配布するなど、適正な業務管理のための適時適切な措置を講じるものとする。

(3) 監察官室との連携

各部の補助者及び警察本部の所属長は、非違事案防止、業務管理及び服務に関する改善事項並びに府民からの苦情、要望、意見等を踏まえた業務の改善事項に関する執務資料その他の文書を発出し、又は配布するときは、監察官室長に連絡するものとする。

5 細部事項

この通達に定めるもののほか、各部における業務管理指導に関し必要な細部事項は、各部長が別に定める。

6 経過措置

この例規通達の実施の際現に従前の規定により行われた通報及び当該通報に基づき行われた改善方策等の報告は、それぞれこの例規通達の規定により行われた通報及び当該通報に基づき行われた改善方策等の報告とみなす。

別記様式

殿

年 月 末日 廃棄

第 号
年 月 日
(実施責任者)

業務改善指導通報

通報の対象となった事案
問題点
措置